

埼玉県公安委員会告示第134号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年7月31日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

1 講習に係る警備業務の区分及び講習の種別

1号警備業務（法第2条第1項第1号に規定する警備業務をいう。以下同じ。）の新規取得講習（法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）及び追加取得講習（受講する警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者に対する講習をいう。以下同じ。）

2 講習の受講定員及び実施期日

| 講習の種別 | 受講定員 | 実施期日 |
|--------|------|--|
| 新規取得講習 | 45人 | 令和5年9月13日（水）から9月22日（金）までの日曜日及び土曜日並びに祝日を除く7日間 |
| 追加取得講習 | 15人 | 令和5年9月19日（火）から9月22日（金）までの4日間 |

3 修了考查

(1) 新規取得講習

令和5年9月22日（金）午後3時から午後4時40分までの間

(2) 追加取得講習

令和5年9月22日（金）午後3時から午後3時35分までの間

4 実施場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地1

一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

5 講習対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付日以降継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定の合格証の交付日以降継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、前記(1)アからオまでのいずれかに該当するもの

6 講習申込手続

(1) 申込方法

受講を希望する者は、必ず本人が埼玉県警察本部生活安全部保安課（受付専用電話048-834-7977又は048-834-7978）宛て事前申込みを行い、受理番号を取得すること（代理人による申込み及び受付専用電話以外での申込みは受け付けない。）。

(2) 申込日時

ア 新規取得講習（午後受付）

令和5年8月31日（木）午後1時から午後5時までの間とし、定員になり次第締め切る。

イ 追加取得講習（午前受付）

令和5年8月31日（木）午前9時30分から正午までの間とし、定員になり次第締め切る。

7 受講申込書等の提出

(1) 提出場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地1

一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

(2) 提出日時及び提出方法

令和5年9月7日（木）午前9時30分から午後3時までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）に前記(1)の提出場所において直接提出することとし、郵送等による提出及び事前申込みを行っていない者による提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの）1通

(イ) 講習対象者に該当することを疎明する書面

a 前記5(1)アに該当する者

(a) 警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等が作成した書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

(b) 履歴書

b 前記5(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

c 前記5(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び2級検定合格証明書の交付日以降継続して1年

以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

d 前記5(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し

e 前記5(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定合格証の交付日以降継続して1年以上
当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

- (ア) 受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの）1通
- (イ) 1号警備業務以外の資格者証等の写し
- (ウ) 講習対象者に該当することを疎明する前記ア(イ)に規定する書面

8 講習手数料の納付方法

受講申込書提出の際、受付で交付する手数料納付書に、新規取得講習にあっては47,000円相当額、追加取得講習にあっては23,000円相当額の埼玉県収入証紙を貼付して納付すること。
なお、納付した講習手数料は理由のいかんを問わず還付しない。

9 講習実施時間等

(1) 受付日時

ア 新規取得講習

令和5年9月13日（水）午前8時30分から午前8時45分までの間

イ 追加取得講習

令和5年9月19日（火）午前11時35分から午前11時50分までの間

(2) 講習実施時間

| 実施日 | 新規取得講習 | 追加取得講習 |
|--------------|--------------|-----------------|
| 令和5年9月13日（水） | | |
| 令和5年9月14日（木） | | |
| 令和5年9月15日（金） | 午前9時～午後4時30分 | |
| 令和5年9月19日（火） | | 午後零時40分～午後4時30分 |
| 令和5年9月20日（水） | | |
| 令和5年9月21日（木） | | |
| 令和5年9月22日（金） | 午前9時～午後2時30分 | 午前9時～午後2時30分 |

10 警備業務従事期間の基準

警備業務の従事期間については、受講申込書提出日を基準とする。

11 照会先

埼玉県警察本部生活安全部保安課（電話 048-832-0110 内線3203又は3469）